

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1039 号（諮問第 1702 号）

件名：職員の心の健康づくり計画等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 6 月 1 日

2 原処分

平成 30 年 7 月 13 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 7 月 17 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 10 月 17 日

5 答申

令和 5 年 2 月 24 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、職員におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施を更に推進するための計画である別表に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同表文書 2 も同様とする。）及び職員へのメンタルヘルス支援において管理監督者が実施すべき対応や手続きの方法等について記載した文書 2 である。実施機関は本件行政文書の不開示部分を条例第 7 条第 6 号に該当

するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書1の不開示部分には、職員や家族が心の健康問題について医師等へ相談する際の専用の電話番号が記載されており、文書2の不開示部分には、専用の電話番号のほか、その内線番号、メールアドレス、地方職員共済組合が委託した業者の電話番号、その電話番号が分かる内容、職員等の心の健康問題について医師等へWebページにより相談するためのURL、ログインに必要なユーザー名及びパスワードが記載されていた。

これらの情報は県の機関が行う健康管理事務に関する情報であって、公にすることにより、担当職員や業者の事務とは無関係な問合せや意見等が寄せられ、適切な問合せ窓口の利用が損なわれるおそれ及び不正な接続のおそれなどがあることから、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第6号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
文書1 職員の心の健康づくり計画（平成30年3月） 文書2 メンタルヘルス支援の手引き	内部管理用メールアドレス、電話番号及び電話番号が分かる部分、内線番号、URL、ユーザー名並びにパスワード	条例第7条第6号に該当